

二日評定所にて罪案を定め。美作父子は切腹せしめ。大藏。主馬。登岐。七左衛門は遠流に處せられ。光長父子は家國領撫することあたはずとて所領没入せられ。松平隱岐守定直。酒井修理大夫忠直にめし預られ。また兼ての裁判理に違へりとして。酒井雅樂頭忠清は死しければ。其子河内守忠舉。久世大和守廣之は遠慮せしめ。大目付渡邊大隅守綱貞は遠流せられ。松平大和守直矩。松平上野介近榮は宗家の諍論扱ひよからずとて閉門せしめられける。かくて秋年の間寛滞せし疑案一朝にして明拆し。浮雲を披て青天を觀るがごとくに成しかば。天下の大小名はいふまでもなし。士庶人までも。御親裁の神明なると。御雄威の儼烈なるに恐れて。敢て奸計をたくみ家法を亂し。下民をくるしむるものなく。仰て公政に欽順しけんとぞ。(日記。憲廟實錄。飯山記。)

慶長元和四海一統の後。神聖打つぎ世を知らせ給ひ。遠くは和漢古今の舊典に根據し。近くは鎌倉室町の先規を取捨し。新に幕府一代の制度を建られ。天下永く盡一の令甲に従ふ事となりぬ。されども其頃聖道いまだ世に明らかならざるをもて。戰國蠲強の余風なをいまだ改らず。世人多くは暴戾殘悖をもて武とおもひ。意氣慷慨をもて義となす類ひ。殺伐の余習より出て。大道にそむき不仁の所爲に陷る事すくなからず。當代兼てよりこの陋習を文化し給はん恩召にて。御承緒の初

より。殊に聖人の道を御尊崇ありて。文學を勵むべき旨まばし。ば令し下され。御みづから聖經を講説し給ひ。近臣は更なり。家門諸大名諸有司まで講席に陪して拜聴し奉り。まかのみならず新に昌平坂に大成殿を興建し給ひ。卷丁に御親詣ありて祭奠せし事もあり。林大學頭信篤をば師職になされ御優待ありければ。そのころ參觀の諸侯も經册を懷にし。宿衛の番士も講習を事とし。四海風にむかひ文運大に勃興し。戰國の餘習漸に變じて。昇平雍熙の治を開かせ給ひ。聖賢の道は即ち今日常行の道にして。他に求るにあらざるといふをまるとに到れり。百年の今にいたりても。文化のいよくひらけいよく盛なるには。そのかみ。公の鞭策教諭なし給ひし大徳のいたす所なり。これ天下後世に於て。第一にかしこみ奉るべき御事にぞ。(日記。憲廟實錄。)

大猷院殿の御代。軍用のためとて作置れし安宅丸と聞えしは。とに大船にて。その費用一歳に十萬石ばかりなりとか。御繼承の始め。有司等めしてこの事御尋ありしに。こは。先朝治に亂を忘れ給はざる盛慮よりいで。もしはからざるに天下擾亂に及び。他所へ御座を遷されんとき。此船に召れんが爲に。殊更の仰と下りて。水上の城郭のごとく手堅く作らせられしなりと申上しかば。速に打壞べしとの仰なり。有司等重て。まかるべからざるよし申すを阻しめし。御けしきよろしからず。三

上  
裝勳文學  
毀安宅丸

下  
伊達綱村  
評綱旨

年父の道を改めずといひしは。ともかうもなるべきとなれ。われ不肖の身も。がしこも。祖宗の御後を受繼ぎ。四海の主として万民を撫育せん。其利をば興し害をば除くべし。かかる事すて置て。いたづらに國用を費さむは本意にあらず。もし又亂臣賊子世にいで。國をみだし位を奪はんとして府城に近づきなば。われ百萬の兵を率ひ親らうちていて。思ふさまに征討し。不幸にして戰負なば引返して籠城し。なかなはずば腹切むのみ。何ぞ此船に乗て他所に遁逃し。足利將軍のとくこ。かしこに流浪して。後世までの恥を人口に残し。祖宗をばつかしめむや。さらば此船かくてあらむこと無用なり。かつは子孫までに敗軍の兆を示すに似たり。かたぐ速に破砕し。遅緩すべからずと嚴に仰られしかば。群臣等このうへは異議に及ばずとて。船手頭向井將監正盛して毀撤せしめき。これ祖宗以來の舊制をかしこみたまはざるにはあられど。一には武威の盛なるを天下にまめし給ひ。一には無用の浮費を省き給はんとの御所爲なり。これ久しく世に語り傳へたる事なり。御平常の御英偉をもて測り奉るに。かゝる御事もましませしなるべし。又一説に。此船の費用年中に十萬石の税額を用ゆるに至ればとて。このころ堀田筑前守正俊。天下の奢侈を禁ぜんには。まづ上の浮費を省かるべしと建議せしより。いよいよこぼたしめらるることとなりしといへり。(日記。近代聞

書)

按ずるに。安宅丸の製は大坂に残り有て。もと豐臣家の軍艦なり。すてに元和の役にも。此船を川口に備たる事軍記等に見えたり。これによれば。先代御武備のために。江戸にもこの製を寫し作らせ給ひし成べし。仙臺中將綱村始めて拜謁せし後或人に語りしは。前朝に拜謁せし時には仰て尊顔を拜み奉りしが。當代に見え奉るには。おのづから俯伏して。己が首の地にいたる事をおぼえずとぞ。當時諸侯の懽服せし事。これをもておもひまるべきなり。(三王外記。)

朝家につかへて崇禮をつくされし御事代々にも超たり。年と勅使參向ありて。對面したまふ時には。かならず改めて沐浴し衣服をめしかへ。御心を精一にして逢せられし御禮。天威咫尺などいひし如くにておぼしき。また年中恒獻の外にも。たえずくさんくの物進らせられ。殊には寶永二年のころ。大内御雜費の爲とて。一萬石増進せられ。同じ三年にも。仙院の御料三千石まし奉られければ。京にも敬感なめならざりしとぞ。(日記。)

祖先を崇敬し給ふ事大方ならず。御參宮の折はさらなり。代參使立ちらるるにも。時に先だちて齋戒沐浴し給ひ。御衣調度やうのものまでも新にして。常の品をば用ひ給はず。肅然とし

下  
尊崇皇室

下  
崇敬祖先

上綱吉能仕  
生母

てまのあたり神明に對揚したまふ如くにておほしけり。されば紅葉山 御參宮の時、齋戒の制をつばらに定められしもの御代よりはじまりしなり。(憲廟實錄、年錄)

御生母 桂昌院殿につかへ給ひて、御孝養の道をつくさせられ。まづ日々に近臣を御使として御起居を伺はせ給ひ。いささか政務の御暇ある折は、その御方に渡らせられ。あるは御みづから猿樂をかなて、あるは給をかへせ給ひて御覽に備へ。調度彩帛の類など、すべて御心になふべき程の品はいつも數數奉られ。又本城に迎へ奉らるゝ時は、御ものどもみな御親ら供し給ひ。すべて色をうけ意に先だつといふ古訓の如く、何事につけてもたゞその御心に違はざらんを宗とし給ひしなり。寺領僧官の事など仰らるゝむれあれば、おほくはうけ引せ給ひけれども、大政のおもたゞしき事に至りては、尼公も又御口入はなかりしとぞ。(續廟實錄)

下再興加茂  
祭  
上綱吉祭吉  
宗之英邁

有徳院殿いまだ主税頭殿と申て、所領もわづかにておほしける頃。元祿十四年四月、公紀の邸に成せ給ひし時、御父光貞卿御子だち引つれまみえ奉り給ひしに、公直に御兄頼職朝臣と共に、御兄弟新知三萬石づつかはされけり。この殿御年若きときは、御英邁のすぐれさせ給ひしゆへ、御下急なる事も、または御放快の御舉動あるよし、とりつとへてあしざまに聞えあげしものありしとき、いやとよ。若き人はさばかりの

事は誰もあるものぞかしとて、さらに御沙汰もなかりしが、この殿後に大統をつがせられ、中興の明主にわたらせ給ひしなり。されば 有徳院殿にも、殊に 當代の御患をかしくみ思召けるにや。御位に備り給ひし後も、當代に定め置せ給ひし御制度は多く改め給はず。またその御時寵遇蒙りしものを、いかにも優待し給ひしは、いとあやがたき事なりと。そのころ仕へ奉りし金田周防守正明が親しく語りしとぞ。(談海)

京の賀茂祭は、そのかみ 欽明天皇の御代より行れ。四月中の酉の日をもちゆる事にて、京第一の大祭なりしが、中古より廢絶して行れざりしを、當代何事もすたれたるを興し絶たるを總給ふ御政行るゝにより、新にかの社に祭田七百石をよせられて御再興あり。御盛神事、上下兩社の葵祭、五月五日の競馬もみなむかしに復し、數百年をへて再び大祭行、諸儀を見る事となりしは、さぞかの神慮にも、葵草かけまくもかしこしとおほすらむかし。(日記)

上修理歷代  
山陵

歴代帝皇の山陵ども、代々の兵亂の後、祭使立ちらるゝ事もなけれ。まして修理など加へらるゝにも及ばず。たゞ荊棘の露に潤ひ雉兔の逕にのみ埋れゆき、數百年を経て、そのありかさへたしかならざるもの多し。當代深くこの事歎き思召し、この年月御料は代官、私領は領主に仰せと下りて、遍く古跡を捜索せしめ給ひ。新に藩籬をまうけ采樵を禁ぜられ。かみ 神武天皇より下 崇光院まで六十六陵、明かに其陵所を表せられけり。このよし傳奏もて、大内にも聞え上給ひしかば、御感殊に淺からず。こなたの御敬上の盛意なみならずぬを、深くよろこばせ給ひける。(日記、松隆日記)

上修理歷代  
滿仲祠堂

六孫王經基の祠は京西八條遍照心院の内にありて、年頃荒廢せしを、元祿十三年新に御造營あり。其上御執奏まし、正一位追贈中下し給ひ。寺領をも百石よせられぬ。また滿仲朝臣七百萬回忌の時も、攝州多田院の祠堂を御修理あり。この朝臣そのかみ室町家義尚將軍のとき從一位をおくられしが、此時重て正一位を崇贈したまひ。その祭費とて金三百兩、米二百俵多田院に下されき。是は元祿九年の事なり。いづれも清和源氏の鼻祖にておほしければ、追遠の典を行はれしなり。いとまかしこき御事にぞ。(日記、松隆日記)

上綱吉一代  
之除封成  
封至二十  
余家其稅

當代賞罰嚴明におほしければ、當時諸大名のあるは國政よからず。あるは繼嗣のなきなもて所領除かれしもの、封地削れし

ものかずくなり。まづ天和元年六月松平越後守光長は家國を鎮撫する事あたはずとて、越後國高田廿五萬石收公せられ。同じ九月加々爪土佐守直清は境論の事により、遠江懸塚一萬三千石收公をなし。十二月真田伊賀守信利は平日身の行ひ正しからず國民を虐使するとて、上野沼田三萬石收公。おなじ月酒井日向守忠能は宗家河内守忠舉が逼塞せしめられしに、己れ遠慮も伺はずとて、駿河田中二萬石收公。二年二月松平大和守直矩、松平上野介近榮は、宗家越後守光長が家人評論の事扱ひしさまよからずとて、大和守は十五萬石の内八萬石、上野介は三萬石の半を削らるゝ。この月本多山雲守政利、本多越前守利長は所領治むるさまよからず、巡檢使よりそのひが事聞え上しとて、出雲守は播州明石六萬石、越前守は遠州横須賀五萬石收公。新に一萬石づつ下さる。同じ五月桑山美作守一尹は東叡山御法會の時不敬の事ありて、所領一萬石收公せられ。貞享元年七月土方伊賀守雄隆は家人を鎮撫することあたはずとて、武州岩附一萬石收公。有馬伊豫守豐祐も其事に座し、筑後松崎一萬石收めらる。同じ三年閏三月松平越前守綱昌失心せしかば、越前福井四十七萬石收公。その養父兵部大輔昌親に別に二十萬石下さる。同じ四年十月那須與一資徳養子の事により、下野烏山二萬石收公あり。元祿元年五月佐久間綱部勝並小姓に召加へられしが、辭せんとして病を偽りしとて、所領一萬石收

下綱吉一代  
之加封及  
新封

公せられ。同じ二年八月島居左京亮忠利家人の事により遠慮せし間に死し。そのうへ生前の行状不其の聞えありしかば。所領三万石收められ。其子播磨守忠英に新一万石たまふ。同五年五月遠藤岩松幼年にてうせしかば。美濃郡上六万石收公。新一万石下さる。同七月松平下總守忠弘家人騷亂し國政よろしからずとて。奥州白川十五万石收公。別に出羽山形十万石たまふ。同六年六月本多出雲守政利平生の言行不其なりとて。奥州岩瀬一万石收公。おなじ十月松平日向守忠之失心してあらぬ事せしにより。下總古河一万石收公。同七年十月水谷出羽守勝美支族彌七郎勝晴を養子にせんと願ひ置しうちに。其身死し養子もまたけてしをもて。備中松山五万石收公。同八年三月本多飛騨守重益家人の治さまよからずとて。越前丸岡四萬三千六百石收公。同九年七月森伯耆守長武病に臨み。在封の弟主殿長基を養子にせむ事こひ置し故。御ゆるしありてめされしに。長基病のよし中て参りされば。所領二万石收公。同八年八月小出玄蕃重興弟をもて養子にせんとこひ置しが。重守いまだ隠封に及ばて死せしをもて。和泉當城一万石收公。同十月小出久千代英及うせて子なければ。但馬國出石五万石收公。ななじ十年八月森美作守長成死にのみ。關西部兼利を養子にせんとれがひしにより。兼利を封地より召れしに。伊勢まで來り俄に失心し。近臣を刃傷せしよし聞しめし。所領美作十八万六

千石收められ。祖父内記長繼をめし出され。新一万石賜ひその記を奉せしむ。ななじ十一年五月水野松之丞勝半隠微の中にて家つき。わづか二歳なりしが死しければ。備後福山五万石收公。同十一年七月小笠原修理大夫長胤身の行ひよからず。家政も不其なりとて。豐前中津八万石收公。其弟宮内長圓に四万石賜ひ中津の城を領せしむ。すべて万石以上の所領除かれしもの二十餘家。税額をもてはかるに百四十万餘なりとぞ。万石より下の者は數ふるにいとまあらず。これ等今より見るに。嚴酷に過し如しといへども。先代政權下にうつり。荷旦の政のみなりしを改めて。當代威柄の上に歸し。天下を掌握の中に轉取し。天下の耳目を改革せられしさま。是をもて思ひまるべきなり。(日記。各家譜)

公ひとり法を用ゆるとの嚴峻なるのみあらず。その群下を拔擢せらるる事もまた。當代より盛なるはなし。堀田筑前守正俊。松平美濃守吉保。牧野備後守成貞。本庄因幡守宗實をばじめ。あるは勤勞を賞せられ。あるは威福のゆかりにより。若干の封爵を増下し給ひ。一代の顯任にのほせられき。この外にも喜多見若狹守重政。坂本内記重治。松平右京大夫輝貞。本多淡路守忠周。内藤若狹守重頼。大久保佐渡守忠高。本多紀伊守正永。松平安房守信孝。内藤上野介正勝。黒田豐前守直邦。米倉丹後守昌尹。これらみな寵眷を蒙り。次第に加恩ありて万石の列

上始表旌孝  
子

にのほせられしものどもなり。これより下の領邑をまし俸米を加へ。または精勤をもて金たまひ。凶荒により賑救ありしたぐひ。是又救學にいとまあらず。御量のきはめて寛大潤達におはしませければ。賞賜にのみ。少しも吝悔の念ましまさず。いと快潤にてあらせられしなるべし。(日記。各家譜)

御承統のはじめ。諸國巡檢使を立られ。州郡の利病ども尋訪せられしに。駿州富士郡今泉村の農民五郎右衛門と云るもの。父母に孝を盡し姉弟に睦じく。そのうへ年のみのりあしき時に。己が儲蓄を散じて近郷の者の飢餓を賑救するよし。彼使等かへり來りて聞え上しかば。御感なまめならず。天和二年二月仰事下りて。五郎右衛門が所持の田地九十石。永く賦稅徭役をゆるさるべきよしの朱印を賜り。また林大學頭信篤に命じて。そが傳を作り刊行せしめらる。當家の代となりて。孝子節婦力田篤行のものを旌表せらるる事は。是をもて權輿とするにぞ。(日記。孝義錄)

常憲院殿御實紀附錄卷中

御みづからの御講書は四子の書はじめ。とりとくなりしうち。周易は元祿六年四月廿一日より講筵開かれ。月毎に六回と

常憲院殿御實紀附錄卷中

定められ。日光門主はじめ。家門。國持。尊第の諸大名。旗本。その他參向の公卿及び諸寺の高僧。碩徳。社人。山伏または陪臣のともがらまで。いさゝか好學の志ある者は。皆れがひのまゝに拜聽せしめられ。八年をへて十三年の十一月廿一日まで。二百四十座にて御卒業あり。その日には竟宴行はれ。老臣はじめその事にあづかりし儒臣等賞賜行はれ。林大學頭信篤は殊に加秩給はりけり。其頃のとかきしものうち。博士はむかしより貧しきものためしにおもひたるに。今の世には。かうやうの者の時を得たるは。かしこき御代のほどあらはれぬとか。げに此年頃盛暑祁寒の折からといへども。いさゝか怠らせ給ふ事なく講じはてさせたまひしは。その職のものといへども。企み及びがたき御事に。篤學の御志かぎりなくましませしは。古今にその類まれなるにぞ。(日記。松蔭日記)

天より下民を降して。そが君としそが師とすといひしは。かの堯舜禹湯文武などいひしわがりの代の聖王の事をいひしにて。唐國にても後の代となりてはさるることも聞えず。君と師とばはるか異なるものに成行しに。當代御みづから講説ありて。遍く天下の者に教諭なしたまひしは。實に御一身もて君師の職を兼させ給ひしと申べけれ。いつの頃にや。近臣等が御講書承りし後に。御辨の雄英におはしますと。義理の詳晰なるとは。並々の儒者等がおさく及ぶ所にあらずと拜し奉る

上綱吉自講  
祝經書

上綱吉尤通  
孝經及大

下綱吉詔忍  
阿孔廟

上祐天僧正  
諫綱吉

を聞しめして。汝等儒學を何と心得たるや。いにしへの舜禹湯文武などいひし聖人。今は皆儒者なり。今のとく讀書をもて業とする者のみを儒といふは後世の事にて。大なる誤なり。是は務めて聖人の道を狹隘にするなりと仰られけり。このと傳へ承りしもの。その御論の高確なるに感じ奉りけり。又世に傳へしは。いつも御講書の終には。此上は各の心得にある事なりと仰られし。常例のとくにてありしといふは。是も人々に躬行實踐の道をしらしめんとての御事なるべし。(憲廟實錄) 聖經を讀誦し給ふ事絶えず。機務のいとまなくおはします。にも。御病の折にも卷を釋させたまはず。孝經。大學の二書は殊に慣熟し給ひ。注文を併せて皆誦流るゝとくにおはしけり。又御祖先を祭らせ給ふ前夜には。夜もすがら假寐し給はて孝經を誦せらるゝ。常の御事なりけり。(憲廟實錄)

經典を繕き給ふにも收めらるゝにも。かならず拜戴し給ひ。御講義をし給ふには。御刀。御指漆とも。はるか御座をばなされて置れしなり。こは經籍に臨みたまへば。先聖に對したまふ思召にて。かく御崇敬ありしなり。(憲廟實錄。國史)

桂昌院殿三縁山に御參ありしとき。祐天僧正御物語のついでに。僧徒などは學問をつとめ。講次により次第に昇進もいたし候へども。將軍家には機務の暇なくおはします御身もて。典籍に御心をつくされなば。はてには御精力衰耗して。御病の

いてむもはかりがたし。少しく節量し給はゞよろしからむと聞え上しに。尼公聞しめされ。こは御坊の詞ともおぼへね。いま大樹には。はからざるに藩邸より大統を受つきたまひし事なれば。天下の爲には何ほども精神をつくし給ふべきはいふまでもなし。さて政務の資となるべきは。第一文學にすぎたるはあらじ。よしこれがために尊算の促らせたまふとも。これは御本意と申べき事ならずや。御坊だちは弘法をもて主とすなれば。其徒に命じ諸國廻行せしめ。將軍家のかく政事に勤勞し。文學に心をもちひ給ふよし遍く國々に宣播しなば。四海のはてまでも其風采を傾慕し。文學に向化する事となりなん。これぞ御坊たちの職務と。そいふべけれ。さらば學問を節量したまへとは。かならずいふまじきと。仰られしかば。かの和尙もいたく顔あかめて恐服せしとぞ。(綴明良洪範)

林大學頭信篤が忍岡宅中の孔廟は。そのかみ尾張大納言義直卿好文の御志篤く。信篤が祖父道春信勝が時助修ありて。寛永年中。大猷院殿も御親拜ありしなり。當代その芳蹤を慕はせられ。元祿元年九月信篤を御前にめして。御參拜あるべきあいだ。時日を考へ儀注を定め聞え上奉るべきむね仰下され。事どもとのひければ。おなじ十一月廿一日御親參あり。兼て前三日齋戒し給ひ。其日御參ありて神酒を頂かせ給ひ。信篤告文をよみ奉る。事はては。信篤が妻子門人まで賜物數々あり。そ

下始令儒者  
東襲  
上經營大成

下經義討論

の時の事にや。此處高塚の地にて眺視の宜しければ。御覽せらるべきやと近臣等申上しかば。公御座を立せられ。いさゝか障子をひらき。手をつかせられて放眺し給ひ。申樂三番遊ばしけるにも。文席の帳前をば避させらるゝ御様なり。又ある時には。信篤を神主として。御みづから膳を供し給ひければ。信篤こゝに長縮しけるとぞ。(日記。昇平志。武野燭談)

元祿三年七月弘文院信篤をめして。その家の孔廟は私造にして規模狹隘なるのみにあらず。寺刹に逼近して。崇聖の御素意にかなはず。こたび新に城北神田臺の地に引うつされ。公より御搦造あるべきむね仰下され。老臣松平右京大夫輝貞を惣督とし。蜂須賀飛騨守隆重に助役命せられ。同十一月大成殿の三大字を御染筆ありて。あらたに掲げ旨仰下され。御自畫の聖像をも下したまはりぬ。明年二月落成により。老臣はじめ忍岡にまかり。聖像を大成殿に遷し奉り。その月御參あり。御拜はては。釋菜の式ども見そなはし。御みづからも講書なし給ひ。年毎祭賀及び番衛の者の費用とて。岡田千石下し賜りぬ。そのうち年々御參拜絶るとなし。六年八月に到り釋菜の式兩度に定められ。春丁には大駕臨ませたまふ事もあり。萬石以下のものらば秋丁にまかりて拜觀すべき旨命せらる。是よりさき神田臺の地をかか國に准へて昌平坂と唱へ。相生橋(一説芋洗橋)を昌平橋と唱ふべきよし令したまひ。三家はじめ諸

大名より。典籍祭器等あまた寄納し奉る。かくてそ學政大に振ひけり。寛政にいたりとも。學校の制度を弘廓せられ。全く官地と定め國學となして。永世天下育英の地となされしは。全くこの御盛慮をおしひるめたまひしなり。(日記。昇平志)

本邦中古よりこのかた騷亂打つぎ。干戈やむ時なかりしかば。學校の設廢絶し。晉江の儒家等も徒に其祀を奉ずるのみなり。まして室町殿の頃となりては。文學の事皆五山禪流の手に歸せしより。儒を業とするものも悉く剃髮して。釋徒と同じ姿になり。弊風數百年をへて改らざりしが。當代聖道を御尊崇のあまり。元祿四年正月の頃。林弘文院信篤に束髮命せられ。從五位下に叙し大學頭と改稱せしめられ。その外の儒官等も皆束髮せしめらる。これより積年の弊風一變して。官儒はさらなり。諸侯の門に經を抱き。閭巷に冊を挾むともがらまで。皆汗俗を變じければ。天下の人聖賢の道を講ずるものは。かの道釋の徒と涇渭の別あることをまるといたれり。これぞ非常の盛舉と申奉るべきにぞ。(憲廟實錄。日記)

當代には釋家にて論議などいふこと。うちよりて經籍の義理を討論することあり。御承統のはじめ。林大學頭信篤。人見友支宜卿をめして。御前にて討論をはじめ給ひ。是よりして月毎に兩三度づゝ常例となりぬ。其後松平美濃守吉保が亭にならせられし時。かの藩儒秩生佐右衛門。志村三左衛門などいふ

のあまためして討論の事あり。彼等よりさまざま難詰し奉りける。その度ごとに様々の賜りものあり。殊更惣右衛門には御紋の時服まで下されぬ。いまにかれが家には。その時恩賜の品どもあまた傳へけるにぞ。(憲廣實錄。柳澤家譜)

祖宗の御事蹟編輯せしむおぼしめしにて。天和三年十一月。林弘文院信篤。人見友玄宣彌。木下順庵貞幹に三河記校正の事仰下され。老臣阿部助後守正武。并に堀田下總守正仲に惣裁命ぜられ。三河以來。當家の事まるせし書籍。并に家々の記録。或は感狀。御書など持傳へしたぐひは。家人迄も委しく調べ奉らしめ。貞享三年九月にいたり其功竣りて。三十冊となして奉り。名付て武徳大成記といふ。惣裁はじめつぎ賞賜あり。また寄合松平半人正忠冬が先祖主殿助家忠が。天文文祿の間。當家創業の御事を記置し書ありしに。忠冬かされて。元和元年までの事を増補し。家忠日記と題して奉りければ。御感ありて。また。台徳院殿御代の御事をも編纂すべき旨仰下され。いく程なく貞享元年十二月東武實錄數十巻を編て奉りければ。その速成の功を賞せられ。金時服など賜はりき。これらの書。國初の事蹟をうかひ奉るに。第一微信すべきものにて。そのはじめは。當代好文の御志深かりしかば。早うかゝる御事にも御心用ひ給ひしなるべし。(日記。松平家譜)

廿一史のうち。いまだ國刊に及ばざるものは。松平美濃守吉保

まされり。世の入みな國家。靈廟のおぼします所ば。かうこそ有べけれと仰讚し。山の衆徒等はいづれも歡喜の涙をながし。涌出寶塔をみる心地せしとぞ。(瑠璃殿記。松陰日記)

大猷院殿の御代には。非伊。酒井等の閨閣の家に成せ給ひし例をおぼして。當代にも牧野備後守成貞。松平美濃守吉保はじめ。老臣の卒にまばらならせたまひ。且昵近の人々の宅にならせたまふ事もあり。殊に吉保が卒にては御みづからの御講書あり。その後申樂も御みづから御所作ありて。吉保も經書を講じ。そが藩儒細井次郎大夫。秩生惣右衛門。志村三左衛門をはじめ。家士どもいめし出で。あるは進講しあるは經義を討論して御聽に備へ。進講せし家人どもに時服布帛などごたく纏頭せらるゝ常の事なり。その中には。直に召出され御家人になりしもあり。この後にもたびこの事あり。元祿六年四月には龍興寺長老全底はじめ。禮僧十九人めして問答商量開召し。其十二月には家臣柳生内藏助。汀佐五右衛門めして擊劔を御覽せられ。三學の太刀といふ秘術を御覽にそなふ。七年十二月には盲醫出て鍼書を講じ。八年五月には家人等出て格物致知の義を討論し。また敬の字の義をも論じ。十年十一月には諸奉行をめし訴訟裁列せしめて聞しめさる。このときは非伊掃部頭直典。藤宗和泉守高久等も座に列る。はては又御講書ありて。今日出仕の諸奉行等に拜聽せしめ。又家人等職原鈔。徒然

草を講ず。同廿六日には月桂寺頑秀問答を聞しめし。十二年九月廿一日には柳生内藏助新陰流兵法。玉成秘書を講じ。又御所望ありて數世の秘傳ども御覽に備ふ。此日もまた訴訟裁許あり。還御の時諸奉行を召て。今より後裁斷いよく詳密にはかちふべき旨命せらる。十五年十二月五日には家人等源氏物語紅葉の巻を講ず。十六年正月五日には唐音の問答聞しめされ。寶永二年二月には御賀の和歌十二首披講あり。そのさま奉行一人。讀師一人。講師一人。發聲一人。講額六人。すべて六位裝束して。その式つかふまつり。また禮僧の問答聞しめさる。同じ九月には例の講義はて。後。加茂彌宜梨木左京亮祐之めして神代卷を説しめられ。また御擊劔あり。同じ十二月十八日には新古今集を進講せしめられ。その家婢出て詩經を講じ。句詩作り献するものあり。三年二月六日には浄土の法問聞しめし。五年二月三日には庭内にあまたの馬ども引て御覽に備へ。また久遠寺日享觀世音の義を講じ。其上徒然草の講ありて。新陰流の擊劔をも御覽じ。十月五日には大極の御問答あり。かく成せ給ふこと。かうやうの事どもあかぬ御遊となされし。道々の業をすたらしめじとの盛慮にあらざるはなし。いとかしこみ奉るべき御事にぞ。(柳澤家譜。日記)

當代には高石以上の者を御側近くめしつかはれ。小姓とせられしものあまたあり。又小姓つとめながら。藤秩加へられ万石

上編武徳大成記

下經營東山根本中堂靈元上皇賜勅額

上東武實錄

上家忠日記

上刊行廿一史及四書直解

上綱吉慶臨詳臣邸

上奥詰

下東叡三條  
兩山火番

上許鷹間詰  
大名之就

にのほりしものあり。其外奥詰といひしは山水間に伺公し。召せらる。時は御前に参りて眷顧を蒙りしなり。松平越中守定重。水野美作守勝種。奥平美作守昌章。松浦肥前守鎮信。元祿二年三月命ぜられ。同四月免さる。相馬彈正少彌昌胤。山内大膳亮豊明。金森出雲守頼賢。黒田伊勢守長清。松浦空岐守棟。父鎮信。辭免の日奥詰命ぜられ。四年十一月奏者番。寺社奉行兼。小笠原修理大夫長胤。板倉周防守重冬。保科兵部少輔正賢。堀美作守親常。谷大學照澤。淺野土佐守長澄。毛利周防守高慶。九鬼長門守副隆。松平伊賀守忠周。松平内記利直。松平助十郎信治。龜井隱岐守茲親。黒田甲斐守長重。松浦肥前守長。元祿四年十二月命ぜられ。五年六月卒す。水野周防守忠増。森川内膳俊胤。牧野佐渡守英成。木下總守康命。松平阿波守忠雄。酒井左衛門尉忠直。細川和泉守有孝。六郷伊賀守政晴。柳生帶刀俊方。松平駿河守定陳。池田丹波守輝録。松平内匠頭昌平。鍋嶋紀伊守元武。青山下野守忠重。石川美作守乘紀。稻垣和泉守重富。松平紀伊守信庸。松平内膳直知。伊東民部長致。井伊兵部少輔直朝。三宅出羽守康雄。内藤右近政森。牧野周防守康重。石川内膳總茂。なぞその列にめされき。これら 文昭院殿御代となりて。皆原班にかへされしなり。日記。

叙爵せしもの陸奥。薩摩などいふ利は何となくはかりしを。元祿十二年。陸奥。薩摩。上總。筑前。山城。石見等を名のる事憚るべからざる旨命ぜられければ。その後廊下番頭土屋基助基意は薩摩守。松前作右衛門當廣は陸奥守と稱しける。日記。當代東叡三條兩山の 靈廟に。万石以上のともから火の番を命ぜらる。火近づきなば 神位を守護して立退べしと仰出されしは。またく 祖先を御崇敬の御志。いたりて深くましませし故。かく御心を用ひられしと聞ゆ。信風文案。公には殊に公私のけぢめ明かにおはしけり。越後守光長が國除れしは天和元年六月廿六日なり。その廿八日には朝會に臨み給はず。かの家は一門の上首にて。家國一體休戚を同じうするの義をおほしめしてなり。また 淨徳院殿の御事。在しは同じ三年閏五月廿八日にて。御悲嘆かぎりなくましましけるが。その六月朔日には例のく朝謁をうけさせ給ひけり。これは七歳未滿は忌服なきよしの法令を守らせ給ひての御事なるべし。憲廣實録。武野燭談。元祿七年正月五十の御賀のあり。京より贈まいらせられし御詩歌も。こなたの作らせられし御作も。はやう世にもてはやしけるよし聞しめされ。たが漏し傳へしと御尋ありけるに。御側つとめける何がしが。天下の喜ば万民もおなじくよろこばん

下賑恤飢民

林信篤奉  
命撰兩朝  
災變考

ものゆへ。たれとなくかくもてばやす事に候はんと申上しかば。その上は何の御答もなかりき。すて替中の職。いまだ行はれぬ先にもるゝをばきびしく御察聖有て。つゝます申すものは。其時いましめらるゝのみにて。回護して陳する者なば。つよく御答ありしなり。武野燭談。元祿十一年十一月火災ありて。罹燬すてに大城に及ばむとしかるるとき。消防の者等御殿の屋上にのぼり。かけひき艱困するさまみそなほし。作事小屋よりとみに階子をととりよせられ。足だまりにせしめ給ひしかば。防夫等みな便を得て。消防自在に成しゆへ。代官町北丸にて防ぎとめけり。全く早う階子に御心づかれし故なり。また東叡山中堂御造營ありて。京より 勅額の下りしとき。芝邊より俄に火出きて次第に焼ひるこり。すてに山にも及びける。佐竹右京大夫義處は兼てこの山の消防うけたまはりければ。彼中堂の火を防ぐべしと。こゝら數百の人数を引つれみづから指揮し。からうじて防ぎとめぬ。其時山の座主公辨法親王。この堂の災にかゝら入事をいたく思ひなやませ給ひ。衆僧を引つれ。こゝにわたらせられ。消防のものな慰勞せられ。みづから茶を點じて。右京大夫義處はじめその家臣等にも賜ひしかば。いづれも越王の醜くみし心地しかしこみけり。そのうち 公法親王のもとに成せられし時。法親王此火災のとき。佐竹が人数身を抛て消防せしさまつばらに聞

えさせ給ふとて。みづからもせめて彼等が勞にむくひんとて。茶を點じ慰勞せしなど物がたらせたまひしを聞しめし。法親王かくまで御心を勞させ給ひしを御感ありて。今よりのちもかゝる事あるまじきにもあらず。さのみ御心を煩し給ふな。此堂もし火にかゝらば。又も造りて進らせんものと。何げなく仰られしに。法親王もあまりの御快潤に驚歎せられ。しばしものたまはておぼしけるとぞ。この事はいまに佐竹が家に語り傳へて。さばかりの御寛量を感じ奉るとぞ。明良洪範。元祿十二年秋の頃。大風吹あれし。ち年のみのりあしくて。國一同に飢荒し。府下に乞丐の多くなりしよし聞しめされ。歩行目付に命ぜられ。かのものどもを各處の名主町役人に引渡され。それく撫育すべきむね仰付られ。假小屋を木所に造られ。先々の例にまかせて扶助米を賜り。また萬石以下采邑の不作なるには。貸金の上納をゆるさしめ。總て御家人しし同心等まで皆金賜ひけり。市人の驕奢に過し者等が私に貸與へし金の十分一の息金をめし上られしが。凡そ七萬余兩なりとぞ。あまれるを損じ。たらざるに益といひし古語をおほしいて。かく救荒の典を行れしなるべし。武野燭談。天地の災變をばとに恐れ悔ませ給ひて。いさゝか異事ありても。御身にたちかへりて。いましめ改めさせたまひけり。貞享三年の頭林大學頭信篤に命じて。和漢古今の變異。人君の儆戒と

下綱吉之詩

なるべき事ども編輯して奉らしめ。書名を兩朝災變考と題せられ。常に御座右に備置せられしとぞ。(憲廣實錄)
ある時近臣をあつめて修身の要を討論せしめ給ひしお。わがいはん嗣なりとも。汝ら一様にきくとなかれ。かく容を整へ心を正しくしていはんには。汝等もまた心に配して遺忘すべからず。平常の語にいたりては。何ぞ一々に私なきを免れむ。汝等存する旨あらば。おのくその時に臨み意見を申へしと仰られしは。廣く衆言を納んとての御事なるべし。(憲廣實錄)
公には心すみやかなるものを好ませたまひしかば。小姓近習など常に御側に侍座したる時。席上に虫など出る事あれば。それをとりすてよと仰らるるに。たとひ毒虫にても速に捉へざれば。御けしきあしかりしとか。何事も御心急におはしけれど。又事によりてはきはめて寛裕の御徳度もおはしけりとぞ。(談海)

上綱吉不好

御衣服も華麗なるものはこのみ給はぬ御本性にて。御身ちかき調度も。金銀の裝飾はさらなり。文采彫鏤せしものは用ひたまはず。また宮室園池の御好もましまさざりしかば。奇花異草などあなぐり求め給ふ事は絶ておはしませざりしとぞ。されば天和二年長崎の奉行に仰下されし令にも。絹布の類。または藥品にあらざる草木をばじめ。珍禽。奇獸。器財。玩具すべて常用になくて事かゞざるものは。來舶すとも互市すべからずと

ありしは。御みづから儉素なつとめさせられむ御本意なれば。世上奢侈の風習を改めたまはむとての盛慮より出しなるべし。(憲廣實錄)
詩文などの小技は。あながちに御心を用ひさせ給ひしにはあらざれども。文學に到りふかくおはしければ。折にふれて作り出給ひしものども。みな一ふし有て。なみくの博士等が作りざまとはばるかに異なり。元禄五年九月廿二日柳澤出羽守保明にたまはりし觀用教戒といふ一篇の文にいふ。釋迦孔子之道。專慈愍。要仁愛。勤善懲惡。眞若車兩輪。最可爲恭敬者也。然學佛道者。泥經錄之說。離君道。親出家。遺世而欲得其道。如此則世將至。悉亂五倫。是可恐之甚也。學儒道者。泥經傳之言。祭或常食用禽獸。是以不厭害萬物之生。如此則世將至。悉不仁而如夷狄之風俗。是可恐之甚也。學儒佛者。不可失其本矣。おなじ七年九月昌平坂御參のとき。桂昌院殿におなじく参らせ給ひ。聖儀の前にて。尼公のよませたまひし御歌。

上綱吉之和歌  
下綱田正俊

外。長生詔有涯。こなたより獻せられしは。運興千齡合。喜兼萬國同といふ御句あり。同九年正月 桂昌院殿七十の賀筵開かせられし時に。豈唯三百歳。長約幾千秋。共樂太平日。壽屬屢獻酬と作らしめられき。これら皆台藻の一斑なうかひひ奉るべきにぞ。(柳澤家譜)
敷島の大利うたもよくせさせ給ひ。花の宴月の筵には。かならず侍臣に命じてよましめ。時としては御みづからもよみいでて。とりとめてはやませ給ひけり。天和二年正月柳澤彌太郎保明にたまはりし主忠信といふころの御歌。
人はたゞまとの二字を忘れずば幾千代までも榮ゆ之冠
元禄十年二月同じく保明が四十の賀せし時たまはりしは。
いく久し千代を重ねてもろともに盡せぬ年を祝ふよろこび
またおなじ十四年十一月保明が子安貞が首服加へしとき。保明がよみて奉りしを見そなはして。
安貞が元服に父の少將三首の歌によるこびをのべて見せたりしその心をかむじて
祝ひつゝうぬがうぶりの今日よりは久しき家の榮なる覽心ざし深くまとのある故に家のさかへもいやまさるらし
いとゞ猶ふかき信の心あらば代々のさかへを神も守らむ
このほかも家々に傳へしもの猶あまたあるべし。其頃中院内府通茂公はこの道に修練有て。さる高妙の上手にてありける

に。京より内々仰進せられし御旨もあればとて。新に二百石加秩たまひければ。内府もこのほかめいぼくをほとこしけるとぞ。すへて道々の才をすてさせたまはざるより。かゝる事まで。遍く勲獎ありしなり。(日記。柳澤家傳)
常憲院殿御實紀附錄卷下
堀田筑前守正俊は。當代御繼統のとき群議區々なりしに。獨確然として大義を守り。擁立し奉りたる大勳をもて。御繼統のはじめ優待たぐひなくおはしけり。正俊もまた天資剛直にして。頗る贊翊の道をつくせり。あるとき主忠信の三大字を書して正俊に下されければ。正俊己が作る所の三大感論を奉りてその意を表しけり。其大意にいふ。周武王は聖人といひ傳れども。殷の亡びし時。何をもちて微子。箕子を立て殷の祀を奉せしめず。自ら天子の位にはつきし。箕微の二子も仁者といはるるに。殷の宗社を興復するとあたはずば。元より周の粟は食ふまじきに。などかの封爵をうけしや。伯夷。叔齊は賢者とこそいへ。武王をいさめて聽れずば。など別に賢君を輔治せずして。いたづらに首陽に餓死せる。これその大に疑惑する所なりとぞ。 公これを見そなはして。此文辭實に精誠天地を貫き。

上綱吉却天馬皮

忠義金石よりかたしといふべし。天よりかゝる人材を降せしは。まことに。當家の洪福といふべしとて御感賞ありしとなり。(國史)

天和のはじめ。牧野備後守成貞特旨もて所領の暇下されし時。御馬賜はらんと。小姓會我土佐守助路して老臣稻葉美濃守正則に傳へしめらる。美濃守承り。御馬下さるゝ家はかぎりあることなり。備後守に下さるべきにあらず。いかにいふかしき事なり。うけたまはり違へにてはなきやといふ。助路かつてさにあらずといひはりしよし聞しめし。助路をめして。汝が所爲いと輕率なり。美濃がさまで申すに。など立返りその旨我にきかせざる。老臣申所あらんには。幾度も其中所を聞え上げ。猶も衆議をとほるべき事なりと仰あつて。助路忽に職奪はれ小尊請に貶せられしとぞ。(武野燭談)

上綱吉却異石  
下堀田正俊  
下牧野成貞

天和二年八月の頃。常陸龍崎より。玉に類せる石の穴ありて。吹ば音するものを。いとめづらかなりとして獻りぬ。公近臣に命じて打碎しめらる。これ異物を資ぶまじきむれを。天下に示し給はんとての盛慮なり。また彗星の出しとき。公の仰に。われ大統をうけしより三年になりぬ。その職に怠るがゆへか。または政事に私曲のあるか。さらすばかゝる天變はいてくまじきものを。たまたまひしな。筑前守正俊承りて。天の災變を見給ひて。かく御身に立かへり自ら克責したまふは。古の名君賢主にもおさくか。とらせたまふまじ。かまへて災害はおはままじと聞え上しが。そのうちいくほどもなく彗星見えたり。その年豊穰にして。一壺穀粒のものも生ぜしとなり。

天和のはじめ。牧野備後守成貞特旨もて所領の暇下されし時。御馬賜はらんと。小姓會我土佐守助路して老臣稻葉美濃守正則に傳へしめらる。美濃守承り。御馬下さるゝ家はかぎりあることなり。備後守に下さるべきにあらず。いかにいふかしき事なり。うけたまはり違へにてはなきやといふ。助路かつてさにあらずといひはりしよし聞しめし。助路をめして。汝が所爲いと輕率なり。美濃がさまで申すに。など立返りその旨我にきかせざる。老臣申所あらんには。幾度も其中所を聞え上げ。猶も衆議をとほるべき事なりと仰あつて。助路忽に職奪はれ小尊請に貶せられしとぞ。(武野燭談)

下喜多見重政  
下松平吉保

上金田正明  
下堀定良

駿に過させ給ふをうれへて。吉保凡そ當時の諸大名諸家人はみな。神祖の御時より。代々に譲り受させ給ひし者共なれば。あながちに扇子鼻紙などのこと。かるくおぼし給ふべきにあらず。彼等もし法に違ひしことあらば。何程も其罪を糺されんば申までもなし。さりながら法を用ひ給ふには。少しく仁慈の意を兼て行はせ給は。いづれもその法を恐れ。其恩をかしくみ奉るべきと。御けしき宜しき折をうかひて。あまたいびき。えあげしかば。其後はや。御寛恕ありて。罪蒙るものまれに成しとか。吉保とかく才幹のすぐれしかば。御學問の御弟子第一にて。正月十一日御講筵始に進講せしめられ。よく思召はかり。何事も御心ゆくばかりはからひし故。次第に御寵任ありしものなるべし。(日記。保山行實)

公には殊に雷をきらはせられ。いつのころにや三丸より還御ありしに。俄に神おびたしく鳴出ければ。御輿を早められ。御駕籠臺にいたり給ふとひとしく輿に入せ給ひぬ。近臣等なの足の足袋の泥付しをぬがむとひしめきて。一人も附そひ奉るものなし。金田銀大夫正明ばかりは土足のまゝにて従ひ奉りけり。明る日銀大夫を召て。勤さま頼もして三千石になされ。小姓組番頭にせられ。叙爵して能登守と稱す。この後晝のまは休みて。夜中宿直すべき旨命せられぬ。其後いかなる事かありけん。御けしきかなはて番頭を免され平番になりぬ。元



愛をおぼしめし出て。かゝる異敷を施されしなるべし。(家譜日記。)

上 山名義豊

山名信濃守義豊は金田遠江守正勝が次子にて。主殿矩豊が養子となり。天和の頃御身ちかく召つかはれる。その比牧野備後守成貞が養子美濃守成時死しければ。義豊もて成貞が養子にせしめんと仰あり。義豊某一度山名が家に養はれし身なれば。重て他家を嗣がんと義に於てなしがたし。養父主殿が思はん所いかにも耻かしく。申へき詞もなしと辭し奉りければ。御けしきあしくなり。柳澤出羽守保明に預らる。備後守このよし聞て保明もて申上しは。義豊が如きは。よく義理を辨ぜし武士と申へし。もし彼をめしつかはれずば。成貞に於てもまた養子にはいたすまじとなり。是より再び義豊を御ゆるしありて。本の如くめしつかはれければ。また義豊已れば叙爵しけるに。養父矩豊いまだかうぶりたまはらざりけるを歎き。うちくその事うたへ奉る事まじしはなりければ。是もことばりと問召けるにや。やがて矩豊を奥詰になされ。伊豆守と改稱せしめたまひけり。よく下情を諷諭し給ひける御情のほどありがたけれ。(明良洪範。)

下 長田守直

村上主殿正那は小姓をつとめ寵眷を蒙り。しばしく加恩あり。本氏河合なれば。節に復し度よし願ひけるに。上意に。村上は本氏にあらざれども年比となへ來り。家門も繁榮せし事なれば。まづ其儘にさし置るゝとなり。いく程なく彌三郎を大番になされ。成役をも勤しめられて。後に又小納戸にせられけり。(武野燭談。)

林又右衛門信如は道春信勝が曾孫にて。はじめ備員たりしが。後に束髪して又右衛門と改め。寵眷を蒙り。次番より小納戸にせられぬ。元祿七年いかなる事にか。御けしきに違ひて柳澤出羽守保明に預られ。かの所領武州川越に盤居してありけるが。ある時配所にて作りし詩を。保明内々台覽に備へければ。其志を感じ思召むれやありけん。ふたゝびめしかへされ。小納戸にせられき。また齋藤新八郎正高はもと春藤六郎次郎といふて。申樂よめし出され小姓となりしが。其家蓮宗にて不受不施の派を信ぜしよし聞しめされ。御制禁の事なれば改宗すべきむね仰られしに。うけがはざりしかば三宅島に配流せらる。かの島中に同派の僧居しにかりあひけるに。其僧新八郎に教ていふ。御身死したる心得にて。不受不施の法もて吊祭し。そが上にて淨土なり禪なり。公の御指圖にまかせらるべしといふ。よて新八郎石塔建て吊祭し。のちに改宗いたすべきよし願ひ出しかば。再びめしかへされ小納戸にせられぬ。かゝるかたくななるものも在けり。されども過を改むるとだにいへば。かく御ゆるしありしは。御寛恕の御こといふべし。(掃葉雜談。)

ば。これを嘉號と心得て。改めまじと仰られしなり。(家譜)

桂昌尼公の戚屬は。本庄因幡守宗資はじめあまためし出され。恩眷をくはへられしが。また法制に違ひし事は少しも御ゆるしなかりき。六角越前守廣治も同じゆかりもて登用あり。高家になされしが。元祿九年の比廣治ゆかりなき大名の家々に往來して。官事をもらせしとて逼塞せしめ。采邑をも收公せらる。これ外戚の權を抑制せしめんとの御ことなるべし。(日記。家譜。)

長田十右衛門守直御膳奉行たりし時。ある日供御御いそぎにて。近臣等御膳くよび。牧野備後守成貞。金田能登守正明立かゝり促しけるに。いさゝかあはてず。例のごとく御こゝろみなす。備後守こらへかね。いかにかたくなしき者かなと。詞あらいげていひければ。十右衛門何ほど御いそぎなさればとて。供御のもの御試みせては奉るべき。後日に御告ありて職奪はるゝとも。此事はかなふまじといふに。成貞も語塞りてその座を立さりぬ。さて十右衛門いかなる御答蒙るべきかと思ひしに。何の御沙汰もなく。かへりて後に小納戸にあげさせられしとぞ。(校合雜記。家譜。)

小納戸長山彌三郎直利番町にて新に宅地を賜はりし比。舊制に番町は大番の者等賜はる地なれば。番士等例なきよしひ出しに。さる事には聞しめせども。外におぼしめすむれもあれ

先代御大喪の後。公には既に四城にうつらせられ。徳松君はいまだ神田邸におはして。御病篤しくなりたまひ。備員等さまなく手をつくせども御しるし見え給はず。よて今天路道三親俊めされ。兒科の名手はなきやと御尋あり。親俊吉田策庵宗以まかるべしと申あぐ。公何と仰らるゝむれもなく。外にはなきやとなり。さらば松平大膳大夫綱廣が家隆山添宗碩有名のよし聞えあげて御前を罷りたち。御次に牧野備後守成貞に。策庵兼て御勘事蒙りかしこまり居るにより。かゝる際を取ばづし申まじと思ひて。かく聞え上しよし私語ければ。成貞もかねて後閣より托せられし事もあり。かつ策庵名手にまぎれもなければ。是國家のためと思ひ。御前にいて。親俊が聞え上しごとく。策庵にうかばしめ給はまかるべしと申す。公聞しめし。われ藩邸にありし時より。彼懶惰にして

召に應ぜざる事まじくなり。宗室家門の招にさへ怠れば。その他は思ひまらる。抑醫は仁術といへば。人の急遽におもむくべきに。かれは己が燕佚のみ計るはその業にかなはず。徳松がかゝる重病受しは天命なり。いかにわが子の病なればとて。かゝる懶惰人ゆるして天下の大法をかくべき。法令は天下のともにする所なり。わが代のはじめに。一子の故もて天下の公法を私にせんやとて。遂に策庵をばめまゝりけり。(明良洪範。)

上 井關玄悦

元祿中の比喆有司に申樂を見せしめられ。中入のとき醫官井關玄悦祐甫が佩し印籠をめて御覽あり。いと用ひふるせし黒漆の品なりしかば。咲はせ給ひながら明て見たまへば。くまぐまの丹藥ともみちて。その藥氣鼻を撲ばかりなりしかば。器は蓄粗なれども。その心がまへいとたのもし。醫のたしなみはたれもかうこそあらまほしけれ。さすが玄悦は良醫の名を得しほどあれと感じたまひ。御前に召れ。御手づから壽の字蒔し印籠を下し給はりぬ。この日つとめて玄悦がまうのぼらんとて。かの印籠をつめかへよと門人どもに命ぜしに。あまり見ぐるしければ。さてもよき印籠かなとつぶやきながらつめかへけるが。玄悦が心用ひのときしゆへ。かく思の外の眷詞を蒙りけり。賜りし印籠は什襲してながくそが家に傳へけるとぞ。

下 河村瑞賢

(明良洪範) 醫員等が其業に怠り。いたづらに遊樂の小事とするはあるまじき事なりとて。元祿元年半井關應成。今大路式部親類めして其事仰下されしが。なを御旨に違ひて家業に心いれずとて。同じ三年志水龜庵某。内田玄勝正純など十一人は十里外に追放たれ。吉田盛方院淨友。田村安栖長伯等二十二人は小普請に入られぬ(日記)。

下 保井春哲

醫員等が其業に怠り。いたづらに遊樂の小事とするはあるまじき事なりとて。元祿元年半井關應成。今大路式部親類めして其事仰下されしが。なを御旨に違ひて家業に心いれずとて。同じ三年志水龜庵某。内田玄勝正純など十一人は十里外に追放たれ。吉田盛方院淨友。田村安栖長伯等二十二人は小普請に入られぬ(日記)。

下 北村季吟

醫員等が其業に怠り。いたづらに遊樂の小事とするはあるまじき事なりとて。元祿元年半井關應成。今大路式部親類めして其事仰下されしが。なを御旨に違ひて家業に心いれずとて。同じ三年志水龜庵某。内田玄勝正純など十一人は十里外に追放たれ。吉田盛方院淨友。田村安栖長伯等二十二人は小普請に入られぬ(日記)。

上 任用儒者  
下 吉川惟足

當代好文におはしませし故。草野の儒者ども時にあひて新に召出されしものあまたあり。大久保加賀守忠朝家人和田春堅

長重。有馬大吉壽純が家人徳力十之丞良顯。松平隆岐守定直が家人秋山十藏某。松平大膳大夫綱廣が家人津田宇内長玄。處士中村新兵衛房翁。松浦藤五郎成之。近藤半助玄奇。桂山三郎右衛門義樹。安見文平元道。土田孫三郎貞休等。みな林大學頭信篤が門人どもなり。これらの中には。近習に上られて御身近くめしつかはれしもありて。其比は夜々御殿の折から。御枕元にてかれらに經籍を討論せしめられ。その聲を聞しめしなから。おほとこのこもらせ給ひしとなり(日記)。

上 住吉廣澄

大方ならざりしが。めし出され新に神道の一職を置れぬ。また關東にて續工といふは。狩野一家のみにてありしを。この御時住吉具慶廣澄繪事に堪能のよし聞しめされ。召出され土佐の一家を設られしなり。かく道々の者どもすてさせたまはず。遍く登用ありしかば。當家始りてより。このかた。人文物物のととのひ盛なる事。當代にすぎたるはなかりしとぞ(日記)。

上 綱吉稱赤  
下 穂積士

淺野内匠頭長矩が家人等。主の仇なりとて吉其上野介義央をうちし比。公にも彼等が忠義御感有て。助けまくやおぼしけむ。日光門主公弁法親王御對面ありしとき。さても政務行ふ身は心にいさゝかもいとまなし。聞も及び給ふらむ。淺野内匠が家人の事は。その忠誠義烈のさま叔世にはめづらしき程のことにて。彼等そのまゝに助置度はおもへども。かへりては政道に於て腹切らせればかなはぬ定めなり。何とも思ひなやむよし仰られしかば。法親王にはいかゞ思召けむ。何の御答もなかりしなり。またある傳へには。此時この事法親王に尋問しめられしに。親王の議によりて腹切せられしといへり(續明良洪範)。

下 神祇組及  
下 鶴鶴組

元祿十五年九月松平美濃守吉保が新築落成して。公にもならせられ。その經營のさま遍く見せなはしたまひてのち。作事つとめし家臣何がしをめしいて。こたひの屋造りひとつとしてあかぬ品なきのみならず。いと速に竣功せしは。全く汝

が心用ひのまめなるゆへなり。おほよそ高きいやしきのわいだめなく。人の臣たるものはわが身をかへりみず。思ひ入て物すへきこと。誰も汝がこゝとあり度と仰有て御刀賜りければ。あるじの吉保も泪ながしてかこみ奉りけり。まして其者の心の中。おもひやられてかたじけなし(松陰日記)。

下 追放富豪  
下 商人

元祿十五年九月松平美濃守吉保が新築落成して。公にもならせられ。その經營のさま遍く見せなはしたまひてのち。作事つとめし家臣何がしをめしいて。こたひの屋造りひとつとしてあかぬ品なきのみならず。いと速に竣功せしは。全く汝

天和の比寛永寺御參の時。淺草黒船町の市人六大夫といへるもの。家富しまゝに。御參の行装を拜せんとて市人つとひし中

下崇佛教

に己がめこち一きはめとまるまでのよそひして黄金の垂珠  
 かけわたしてありしを御覽じて。市人に似つかはしからぬ奢  
 侈なりとて追放せられき。そが家を籍没せられしに。かれが妻  
 の殿所の天井は。玻璃もて張り。金魚を放ち遊ばしめ。仰臥し  
 て見るべくかまへしとぞ。また寶永の比丸屋といひて。江戸草  
 創よりこのかた大傳馬町に住居し。京坂まで手廣く通商せし  
 ものあり。さればその比女童の謠にも。沖に見ゆるは丸屋が船  
 か。丸にやの字の帆が見ゆるとうたひけるほどのものなり。是  
 もそが肆前を通御有し時。丸屋が妻家に在て伽羅を焚たり。此  
 香世にまれなる名木なるを。自説してたきたるを御問答あり  
 て。さまざま御紀に及び。その騎奢の次第法外なりとて遠流に  
 處せしめ家財を收公せられしとぞ。すべて 先朝より以來。紀  
 綱何となくゆるみて。世風の華侈にのみなり行き。市人等まで  
 かく騎奢の舉動あるをいしめられ。此外も名主町代などい  
 ふもの等が。双刀を佩て士林に粉擬する事をも。いたく禁せら  
 れしは。すべて俗習をして淳朴ならしめんとおぼしめしての  
 御事なるべし。(日記。談海。)

下護國寺  
下僧亮賢

下綱吉好申

圍圍の内まで御心を用ひられ。元禄元年六月獄司石出助大夫  
 に。炎暑の折から獄中死亡のもの多きよし聞ゆ。獄中風透すべ  
 きやう所々に格子を設くべし。囚人毎月五度づゝ浴せしむべ  
 し。秋末に至らば。かれて綿衣一領あたへしが。今年よりは二

領づゝ與ふべしと令しくたされけり。(令條記。)  
 知恩院増上寺の住僧は。先々より支關前にて下興せしが。貞享  
 三年より中門にて下らしむる事となり。五山長老の公帖には。  
 室町家將軍のころより 當家にいたりても。代々御筆の華押  
 を加へられしが。これも 當代より御筆せめらるゝ事を止め  
 たまひぬ。(日記。)  
 釋氏の教をも捨てたまはず。儒釋は車の兩輪のごとしなど  
 仰在て。常に諸宗の高僧ともめされ。御前にて論議せしめて聞  
 しめされ。また護持。護國の兩刹を勸建し給ひ。淨宗の開祖法  
 然上人に大師の號を追贈せしめ。金地院普濟に禪師號を下し  
 給ひしたぐひ。さまざま其道の事どもしてはやさせ給ひしな  
 り。殊に護國寺を御造營ありしは。そのはじめ 公いまだ  
 母公の胎内におはしませし時。上野國碓氷八幡宮別當亮賢  
 といひし修驗。かれて御平産の御祈つかうまつりしが。生れさ  
 せたまひし御時参りあひて尊容を拜し奉り。この御子きはめ  
 て至寶の相おはしますよし聞え上しかば。 桂昌院殿も殊  
 に喜ばせたまひ。是より常に護持にめされしが。大統をつがせ  
 給ひしに至り。いよく優待大方ならず。彼寺を府下にうつさ  
 れ。高田藥園の地を給ひて。今の巨利をば建立ありしなり。  
 (寺傳。日記。)  
 當代御好文の事はいふもさらなり。常の御遊には殊更申樂を

上殺生禁斷

好ませ給ひ。常に御みづから人に先だちて御所作ありければ。  
 御身ぢかく仕へ奉りし者はさらなり。三家諸大名諸司有まで。  
 皆その技に携らざるものはなかりき。これもその頃は撥亂反  
 正なるといまだ遠からず。殺伐斬獲の餘風なをやまず。動も  
 すれば鬪争して人を毀傷する事など絶す。 當代既に文學を  
 振起し給ひて。蓄染の陋習を一變せられ。なをも人心の偏滯し  
 て。その正しきを得ざるをもて。世の人心を和暢ならしめんと  
 めに。かく衆に先だちて。かゝる事をもて平常の御わざとなし  
 給ひしは。禮樂をもて天下を風紀するの遺意にもとづかせた  
 まひしにや。されど御好の餘には其座の者どもめしいて。ま  
 きりに榮任せられし程に。衆人日夜のわいだめなく。手のまひ  
 足の踏のみを事とせしは。かの室に酣歌し宮に恒舞するとい  
 ふたぐひにも似たるさまにいたり。また殺生禁斷の御事も。は

じめはかの殺伐の風習を改めて。好生の御徳を遍く示し給は  
 ん盛意より出しが。とにかく禁令に背く者たえず。群臣の其事  
 を奉行するものその道を得ざるより。禁綱次第に殿峻になり。  
 はてには下民の冤苦する事もいて来しなり。されば松平美濃  
 守吉保が 御一代の事かきて奉りし内に。ひとり生類愛憐の  
 御事に至りては。吉保。輝貞等が奉行の其道を得ざりしより。  
 末々に至りては。御心の外の事もありしといふを 有徳院  
 殿見給ひて。御愛憐の事は。もとより吉保輝貞に御まかせあり  
 しにもあらざれば。この段たゞ深き御思召ありけると。かきか  
 へて奉るべき旨仰下され改めて上りしは。是ぞよく 當代の  
 御素意を得させられ。かつ史家隱諱の法にもかなひし御事と  
 申べきにぞ。(憲厩實錄。保山行實。)

徳川實紀第四編畢

續國史大系第十二卷畢

明治卅六年三月十五日印刷  
明治卅六年三月二十日發行

發行者

東京市京橋區綱左衛門町七番地  
合名 經濟雜誌社

右代表者社員

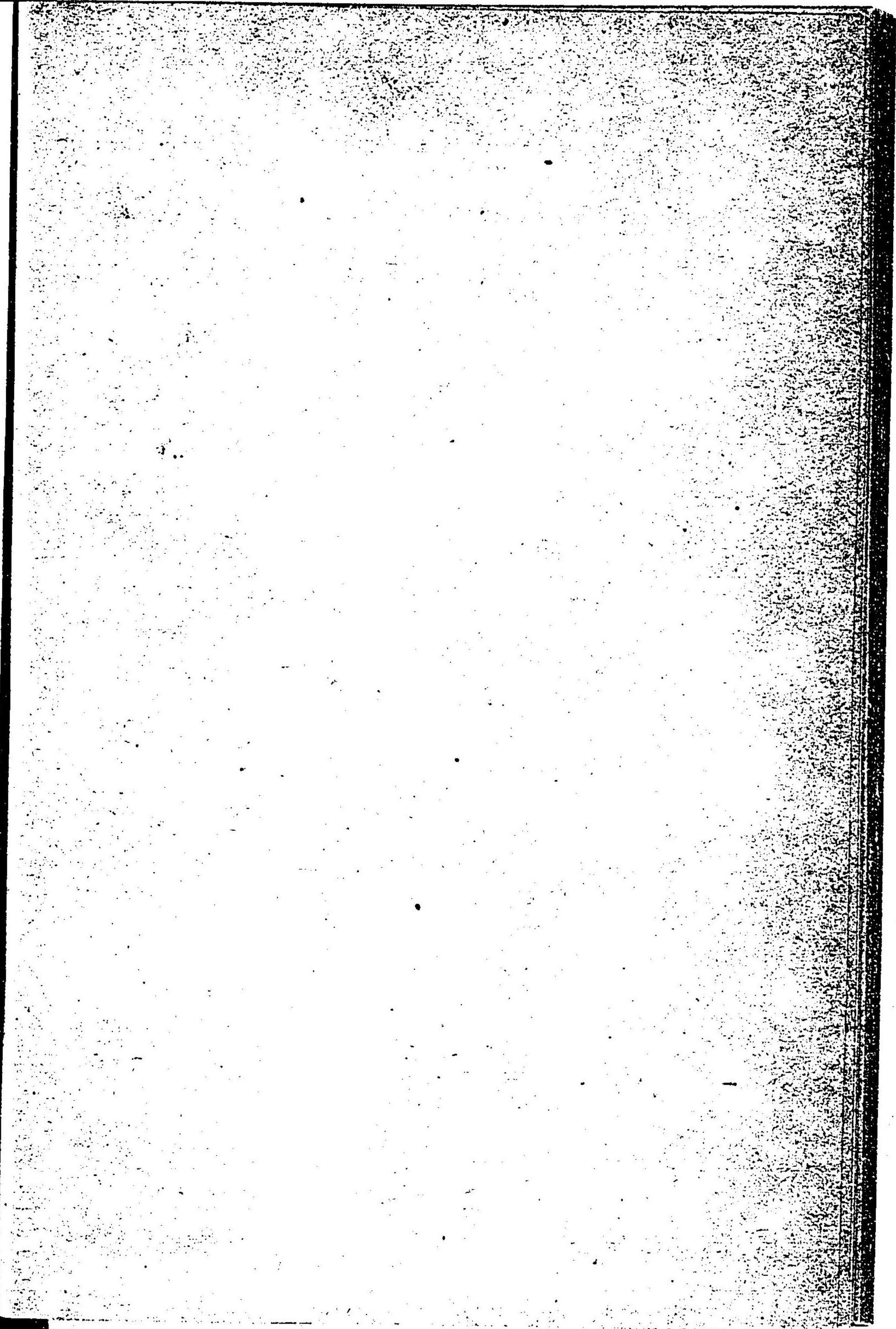
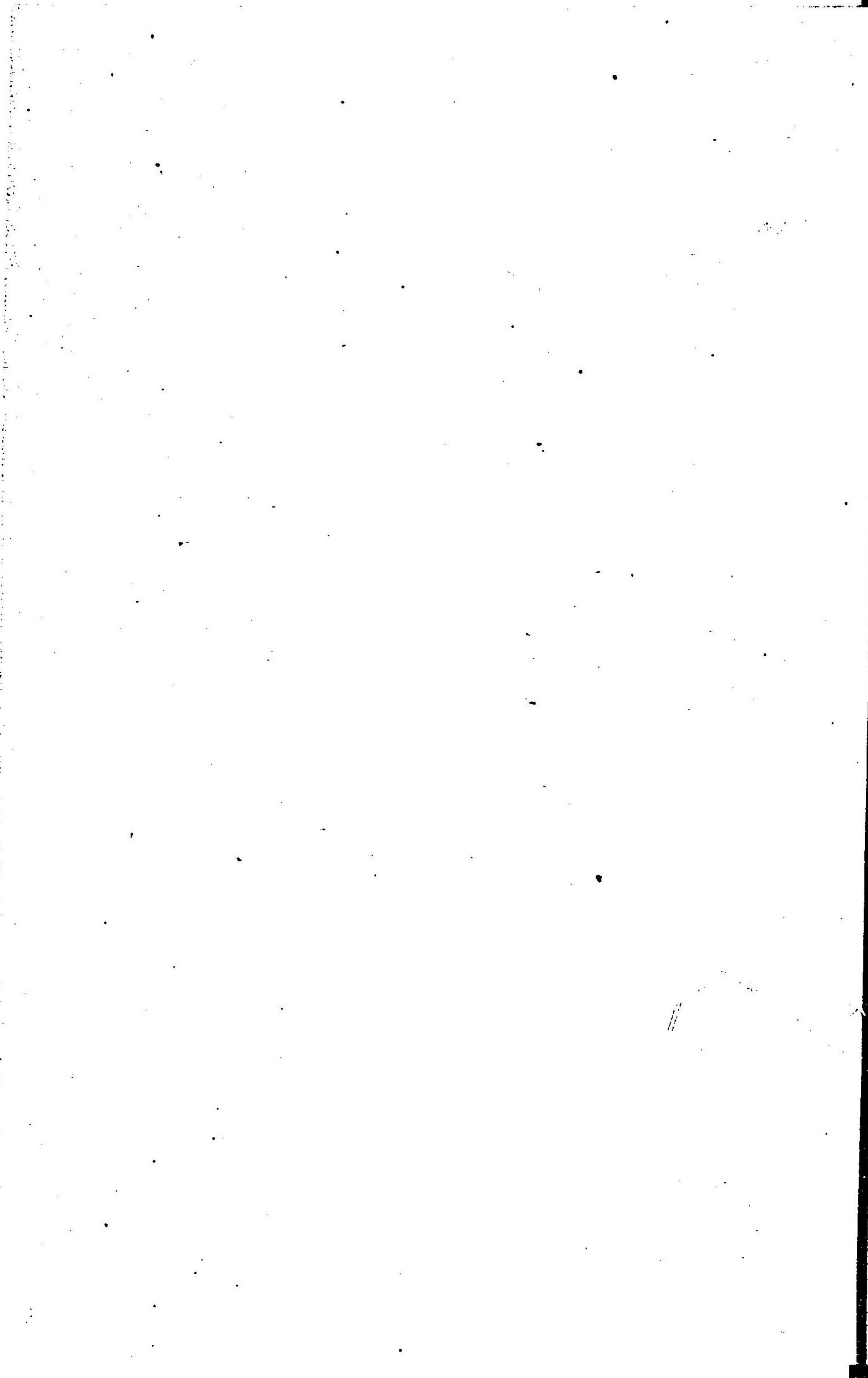
東京市本郷區湯島新花町卅九番地  
西島政之

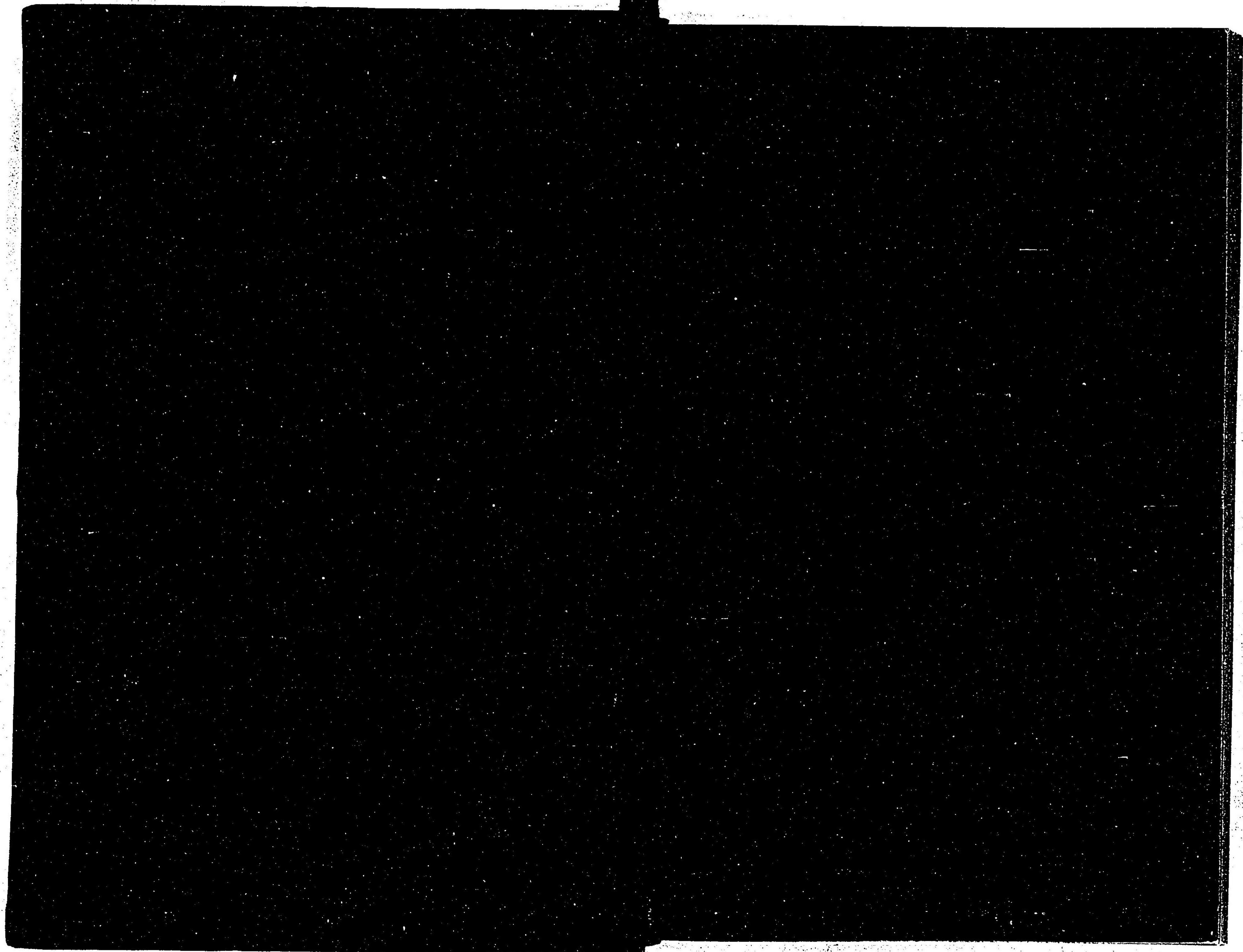
印刷者

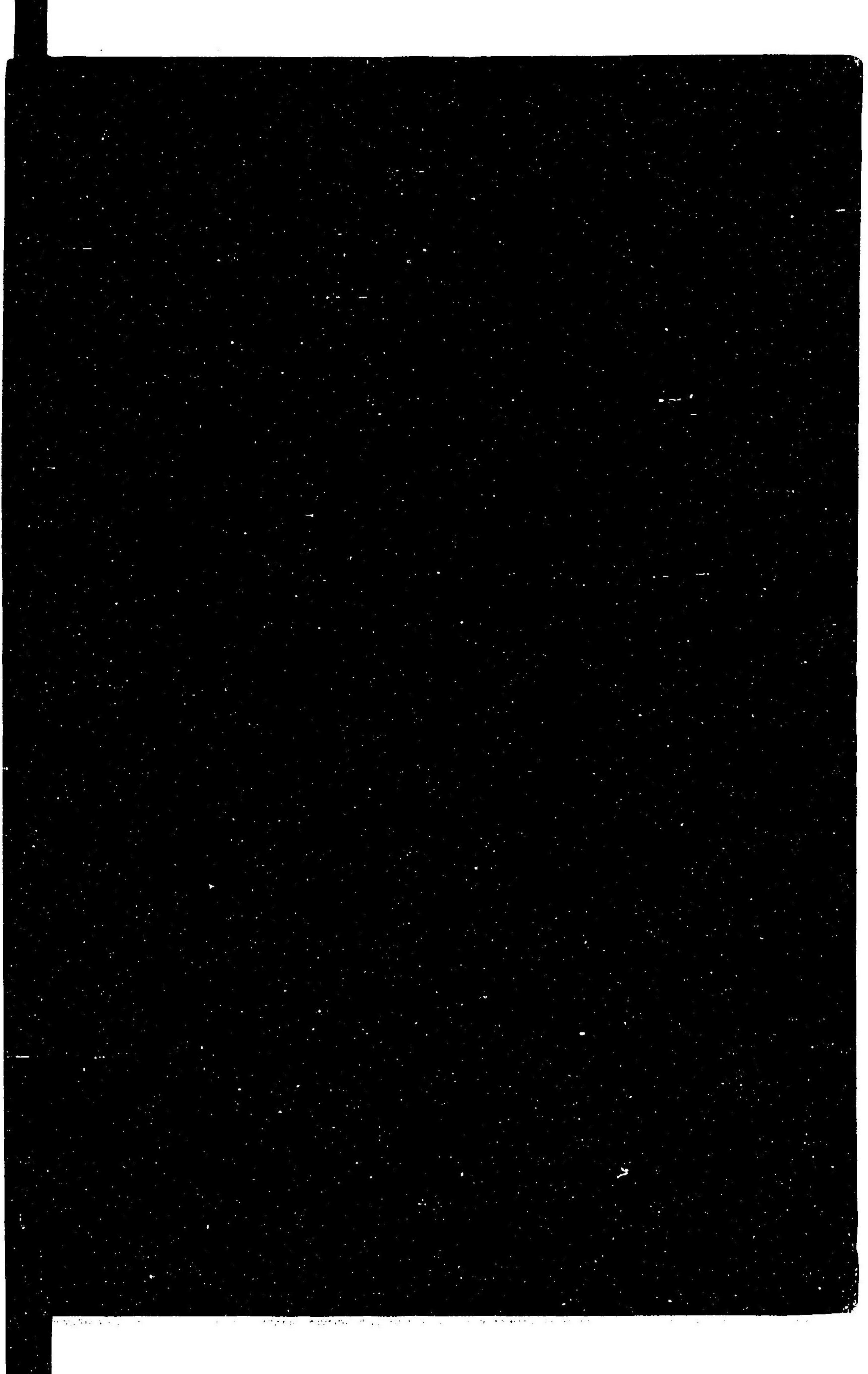
東京市京橋區西紺屋町廿六七番地  
株式會社 秀英舍  
佐久間衡治

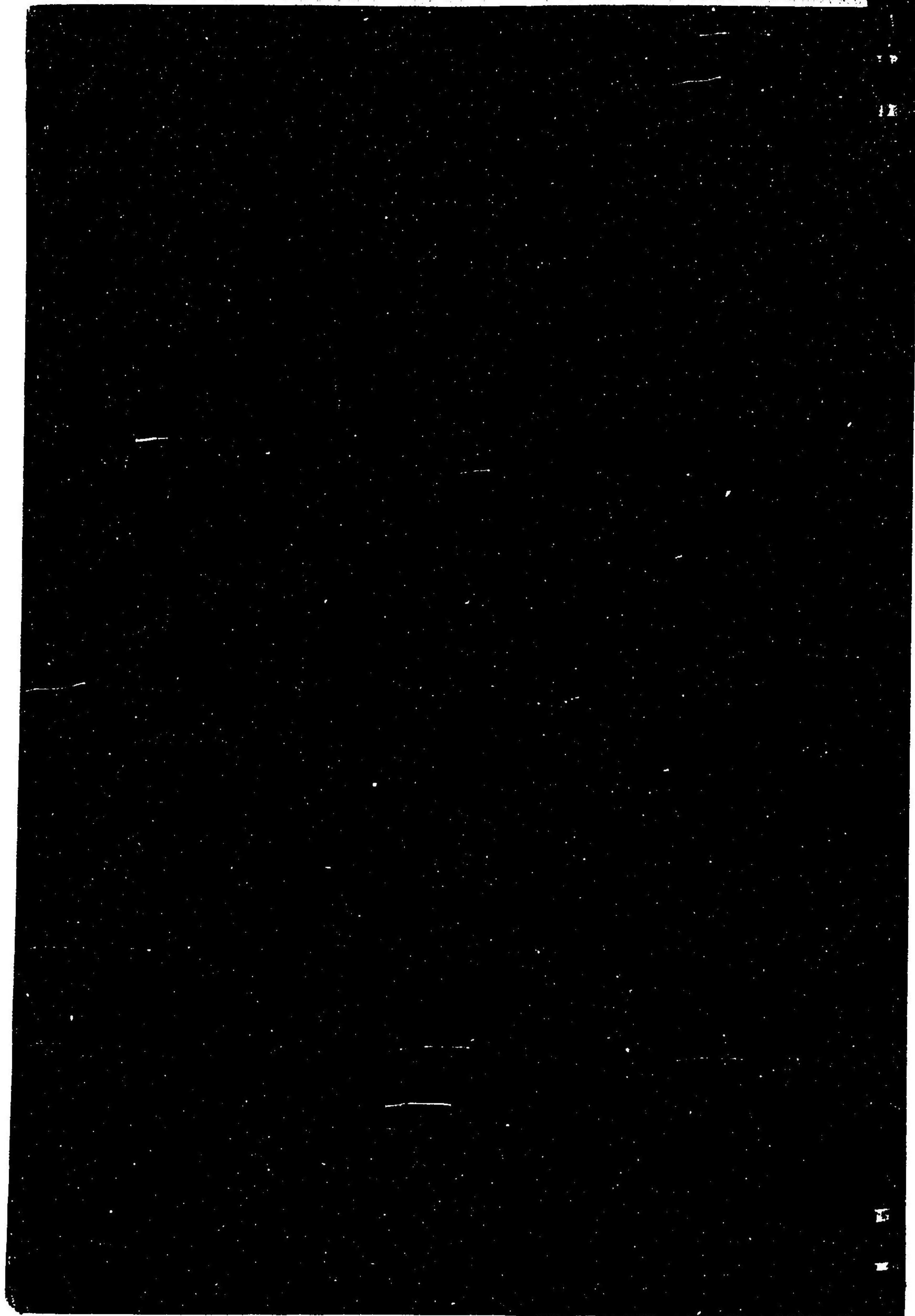
印刷所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地  
株式會社 秀英舍









17

18

19

20



